

防府市一般廃棄物処理業（ごみの処分）の許可に関する要綱

平成9年4月1日制定

（趣旨）

第1条 この要綱は、防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年防府市条例第27号。以下「条例」という。）第22条第1項の規定により市長が許可する一般廃棄物処理業のうち、ごみの処分に係る許可について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び条例並びに防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成8年防府市規則第49号。以下「規則」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（許可の対象となる業務の範囲）

第2条 ごみの処分に係る一般廃棄物処理業（以下「処理業」という。）について許可の対象となる業務の範囲は、市内から排出されたもので、規則第6条第1項で規定する搬入基準に適合しない一般廃棄物の処分及び再生利用を目的とした一般廃棄物の処分として市長が特に認めたものとする。

（許可の申請）

第3条 処理業の許可を受けようとする者は、規則第14条第1項の規定による一般廃棄物処理業許可・許可更新申請書（規則第8号様式。以下「許可・許可更新申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 定款及び登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- （2） 従業員名簿
- （3） 事業所の位置図
- （4） 法人市民税（個人の場合は市民税）の納税証明書（直前の2年分）又は滞納がないことの証明書
- （5） 自己申告書
- （6） 誓約書
- （7） 法第8条に規定にする一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の許可証の写し又は許可を要しない施設にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関

する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。）第3条に準じた内容を記載した書類及び図面

(8) その他市長が必要と認める書類

(許可期間)

第4条 処理業の許可の期間は、各年度の4月1日から翌年度の3月31日までの2年間とする。ただし、年度途中の申請にあっては、許可の日から翌年度の3月31日までとする。

(許可更新の申請)

第5条 前条の規定による許可期間満了後、引き続き許可を受けようとする者は、その満了する日の1か月前までに許可・許可更新申請書に、第3条第2号及び第4号から第6号までの各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第6条 許可業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ごみの処分は、許可を受けた者が自ら行うこと。

(2) 法第8条の規定による許可を要しない施設にあっても、法令による施設及び維持管理の技術上の基準を満たすものであること。

(3) 処分に当たっては、飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じ、周囲に被害や迷惑を及ぼさないよう十分注意すること。

(4) 帳簿を備え、一般廃棄物の種類ごとに、処分年月日、依頼者名、処分方法及び処分量を記載すること。又、その帳簿は、1年ごとに閉鎖することとし、閉鎖後5年間保存すること。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。